

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要

我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ **上場企業等の増資手法を多様化**

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- コミットメントラインの借主の範囲を、大会社等以外にも拡大
- ⇒ **中堅企業等に新たな資金調達手法を提供**

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を、本体にも解禁
- ⇒ **中小企業等がワンストップサービスを享受**

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 顧客がプロ等に限定される場合には投資運用業の登録要件（最低資本金等）を一部緩和等
- ⇒ **投資運用業の立上げを促進**

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ **都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化**

英文開示の範囲拡大

- 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ **外国企業の我が国への上場促進**

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則を引上げ 等
- ⇒ **未公開株等の投資者被害を抑止**

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ **投資者被害の発生を抑止**

1. 上場企業等の増資手法を多様化 <ライツ・オファリングに係る制度整備>

> ライツ・オファリングとは株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てることによる増資手法

既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法、投資者保護の観点から積極的活用を求める声

改正

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する目
論見書の作成・交付
を不要に



期間短縮
コスト負担軽減

「有価証券の引受け」の範囲の見直し

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・
行使を「有価証券の引受け」と位置付け
(適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す)



投資者保護
資本市場の健全性確保

2. 中堅企業等に新たな資金調達手法を提供 <コミットメントラインの借主の範囲拡大>

> コミットメントライン契約（特定融資枠契約）とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定し、借主がそれに対し手数料を支払う契約

改正

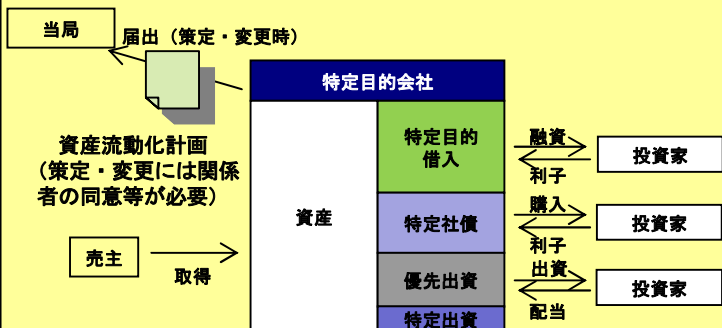
- > 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
- > 資本金3億円超の株式会社
- > 有価証券報告書提出会社 等

拡大

- > 純資産10億円超の株式会社
- > 大会社等の子会社
- > 金融機関（証券会社・貸金業者等） 等を追加

3. 都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化 <資産流動化スキームに係る規制の弾力化>

> 資産流動化スキームとは、予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム



・計画の変更
手続等が煩雑、
・規制が過剰、
との指摘

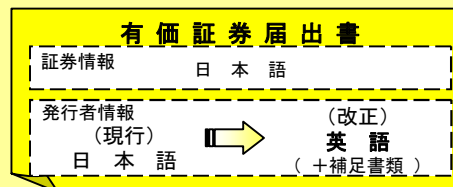
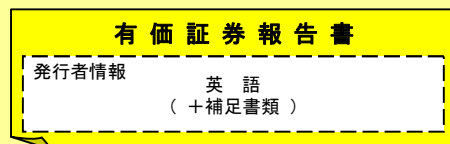
改正

- > 資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和
(変更届出義務の一部免除等)
- > 資産の取得に係る規制の見直し
(備品等の分別管理義務等の免除等)
- > 資産流動化の応用スキームの促進
(特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の
発行を促進するための制度整備)

4. 外国企業の我が国への上場促進 <英文開示の範囲拡大>

- 英文開示とは、外国会社の英語による有価証券報告書等の提出を可能とする制度

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大する必要



5. 未公開株等の投資者被害を抑止 <無登録業者による未公開株等の取引に関する対応>

取引の無効ルールの創設

- 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を原則無効に

その他の措置

- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則の引上げ

(注) 未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)

2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)

資本市場及び金融業の基盤強化のための 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

〈背景〉

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要



我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

I 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリングに係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化
 - 新株予約権を割り当てる場合に必要となる株主全員に対する目論見書の作成・交付に代えて、①有価証券届出書等の提出（EDINETへの掲載）、及び②EDINETの掲載ページのアドレス等の情報の公告を行うことで足りることとする
- 「有価証券の引受け」の範囲の見直し
 - 証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け、適切な引受審査の義務付け等の規制を課す
- インサイダー取引の重要事実の明確化
 - 新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重要事実として明記する

(注) ライツ・オファリングとは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法をいう。

2. コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- 以下の法人類型をコミットメントラインの借主の範囲に追加
 - ・ 純資産 10 億円超の株式会社、大会社の子会社、純資産の額が 10 億円を超える者等に相当する外国会社
 - ・ 資産流動化のための合同会社
 - ・ 保険業法上の相互会社、第一種金融商品取引業者、投資運用業者、証券金融会社、貸金業者

(注) コミットメントライン契約とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約をいう。

3. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リース業務を、本体にも解禁

(注) ファイナンス・リースとは、①中途解約禁止、②物件価格と付随費用をリース料で全額回収（フルペイアウト）の2つの要件を満たすリース取引をいう。

II 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 投資運用業に係る登録要件の緩和
 - 適格投資家向け投資運用業（顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業）について、投資運用業の登録要件を一部緩和する特例を新設する

- ファンド持分の販売勧誘に係る規制の緩和
 - 適格投資家向け投資運用業を行う者が、第一種金融商品取引業の登録を受けなくても、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘が行えるように特例を整備する（第二種金融商品取引業とみなす）

2. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更届出義務の緩和
 - スキームの骨格に関わらない事項に関する変更届出義務を免除する
- 資産の取得・資金調達に係る規制の見直し
 - 不動産と一体となった備品等の信託設定義務等を免除する
 - 不動産の価格について、鑑定評価及び第三者調査を二重に義務付けることを廃止し、鑑定評価に一本化する
 - 特定目的会社の資産取得に当たっての資産譲渡人等による重要事項の告知義務を廃止する
 - 特定目的会社が借り入れた資金の用途制限を撤廃する
- 資産流動化の応用スキーム（特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の発行）の促進
 - 社債的受益権の発行につき、他の種類の受益権の発行を義務付けることを廃止する

3. 英文開示の範囲拡大

- 英文開示の対象となる開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
 - 外国会社等による英文開示の範囲を有価証券届出書等及び臨時報告書に拡大する

Ⅲ 市場の信頼性の確保

1. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 取引の無効ルールの創設
 - 無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とする
- 広告・勧誘行為の禁止
 - 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止する
- 罰則の引上げ
 - 無登録業者に対する罰則を、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（法人については5億円以下の罰金）に引き上げる

（注）現行では、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人についても300万円以下の罰金）。

2. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する

IV 施行日

